

案

物品売買単価契約書

公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、軽油の売買について次の条項により契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| （1）品名及び品質 | J I S 1 号軽油 |
| （2）単価（1リットルあたり） | _____円（消費税を除く） |
| （3）契約期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |
| （4）調達場所 | 乙の指定する場所 |
| （5）契約保証金 | 免除 |

（調達方法）

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の給油ごとに、物品を納入しなければならない。

（危険負担）

第3条 乙が納入する軽油を使用したため甲又は第三者が損害を受けたときは、甲の責に帰する場合を除き、乙はその賠償の責を負うものとする。

2 前項の賠償額は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、毎月20日までに前月に納入した数量を取りまとめ、甲の確認を得て、その代金を請求するものとし、甲は、乙の適正な支払請求書により支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反し、そのため契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したいときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って、当該部分の所有権を取得するものとする。

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を称するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙